

死亡届に伴う 手続のご案内

この度は、謹んでお悔やみ申し上げます。

ご家族がお亡くなりになると、それに伴うさまざまなお手続が必要となります。

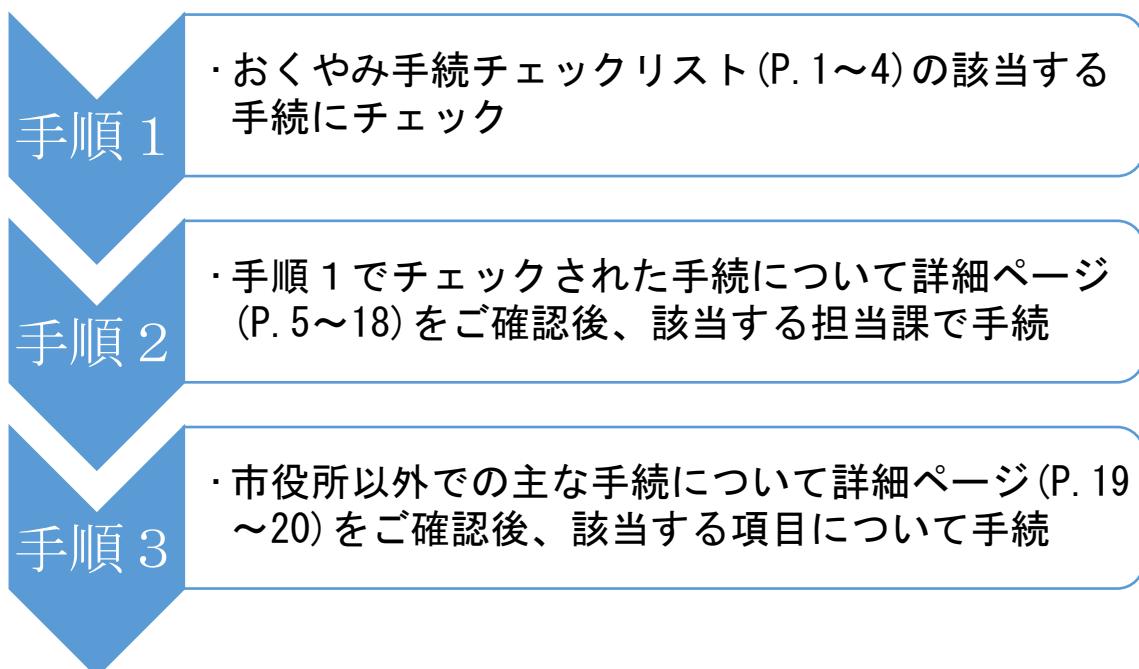
主な手続をまとめましたので、ご確認のうえお手続をお願いいたします。



【 目 次 】

- おくやみ手続チェックリスト……………1～4ページ
- 市役所での手續……………5～18ページ
- ※市役所のみの手續で完結できないものもあります。
- 市役所以外での主な手續……………19～20ページ
- 市民課で発行する証明書について……………21ページ
- 戸籍謄本等の広域交付……………22ページ
- 死亡届に関するご案内・宇治市斎場のご案内……23ページ
- 参考 委任状様式と記入見本……………24～25ページ
- 参考 三親等内の親族図……………26ページ

【手続の流れ】



おくやみ手続チェックリスト

手順1

市役所でのお手続をする際に事前にご確認ください。

該当	亡くなられた方の情報	チェック	手続内容	手続詳細ページ
健康保険等	国民健康保険証(資格確認書又は資格情報のお知らせ)をお持ちでしたか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	亡くなられた方の 国民健康保険から 抜ける届出 葬祭費の支給	5A 5B
	後期高齢者医療に加入されていましたか(75歳以上の方)	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	世帯主の変更 資格喪失の届出等	5C 6A
	福祉医療費受給者証、子育て支援医療費受給者証又は重度心身障害老人健康管理事業対象者証をお持ちでしたか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	葬祭費の支給 福祉医療(老人・ 障害・ひとり親)、 子育て支援医療、 重度心身障害老人 健康管理事業	6B 6C 6D
	国民年金を受給又は加入されていましたか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	ご加入状況などに より手續が異なり ます。まずは年金 医療課にお問合 せください。	7と8
	65歳以上ですか、又は64歳以下で要介護(要支援)の認定を受けていましたか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	被保険者証の返 却、資格喪失届、 相続人届、高額介 護サービス費等の 支給	9A
生き長 が寿 い	シルバーホン・リサイクル福祉用具貸与・認知症高齢者等安心見守りGPS貸与等高齢者福祉施策を利用されていましたか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	廃止手続 (機器等の貸与が あるものは返却)	9B

該当	亡くなられた方の情報	チェック	手続内容	手続詳細 ページ
住民票	3人以上(いずれも15歳以上)の世帯でしたか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	世帯主変更	10A
	特別永住者証明書・在留カードをお持ちでしたか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	返却	10B
	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちでしたか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	手帳の返却	11A
	特別児童扶養手当を受給していましたか。又は支給停止となっていましたか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	資格喪失届、未払手当の請求(対象者のみ)	11B
障害福祉	特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当を受給していましたか。又は支給停止となっていましたか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	死亡届、未払手当の請求(対象者のみ)	11C
	障害福祉サービス・自立支援医療(更生医療・精神通院・育成医療)受給者証をお持ちでしたか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	受給者証の返却	11D
	障害者扶養共済制度に加入していましたか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	障害者扶養共済制度	11E
	障害者手帳をお持ちの方でNHK放送受信料が免除されましたか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	NHK放送受信料免除	11F
	原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有していましたか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	廃車、名義変更届	12A
税金	個人市・府民税が課税されましたか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	相続人代表者の指定	12B
	土地・家屋を所有していましたか(登記・未登記に関わりません)	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	現所有(代表)者の届等	12C 12D
	口座から市税を引き落としていましたか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	口座振替の停止	13A

該当	亡くなられた方の情報	チェック	手続内容	手続詳細ページ
水道	上水道・下水道を使用されていましたか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	上水道・下水道の名義変更	14A
			納付方法の変更	14B
			上水道・下水道の使用中止	14C
子育て	児童手当を受給していましたか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	児童手当に関する手続	15A
			児童手当の未払金の請求	15B
			児童手当の受給者変更(新規認定の申請)	15C
子育て	児童扶養手当を受給していましたか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	児童扶養手当に関する手続	15D
			児童扶養手当の未払金の請求	15E
	母子家庭奨学金の支給を受けていましたか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	母子家庭奨学金の支給決定変更	15F
	子どもが育成学級に入っていますか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	育成学級(学童保育)の変更届	15G
	交通事故で亡くなられた方が義務教育終了前の子どもの保護者でしたか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	国際ソロプチミスト宇治交通遺児奨学資金等の申請	16A
	小中学生・幼稚園・保育所・認定こども園等に通うお子様の保護者でしたか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	保護者の変更	16B 16C

該当	亡くなられた方の情報	チェック	手続内容	手続詳細 ページ
住まい	空き家をお持ちでしたか。又は居住者が亡くなられて空き家になりましたか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	空き家管理に関する相談	16D
	市営住宅の入居者でしたか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	市営住宅入居者に関する手続	16E
	マイナンバーカード・マイナンバーの通知カードをお持ちでしたか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	返却	17A
	し尿収集の名義人でしたか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	世帯主の変更又は廃止	17B
	ふれあい収集(ごみ収集福祉サービス)を利用されていましたか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	利用者の変更又は廃止	17C
	浄化槽の管理者でしたか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	浄化槽の管理者変更手続	17D
その他	犬の所有者でしたか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	犬の所有者の変更届	17E
	天ヶ瀬墓地公園のお墓の使用者でしたか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	天ヶ瀬墓地公園の名義変更(承継)手続	17F
	森林をお持ちでしたか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	森林所有者変更の届出	18A
	農地をお持ちでしたか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	農地法第3条の3届出	18B
	生産緑地をお持ちでしたか	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	生産緑地所有者変更の届出 生産緑地の買取申出(行為制限解除)	18C 18D

市役所での手続

手順2

国民健康保険課(本庁舎 1階:窓口番号 ⑨) ☎ 0774-20-8729

該当	手続	対象者	持ち物	期限	完了日
A	亡くなられた方の国民健康保険から抜ける届出	国民健康保険の被保険者が亡くなられた場合	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の被保険者証(資格確認書) <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の高齢受給者証(70歳以上の方) <input type="checkbox"/> 来られる方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)	14日以内	/
B	葬祭費の支給	国民健康保険の被保険者が亡くなられた場合	<input type="checkbox"/> 会葬礼状や葬儀の領収書 <input type="checkbox"/> 来られる方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) <input type="checkbox"/> 委任状(喪主以外の方が申請に来られる場合)	葬儀の翌日から2年以内	/
C	世帯主の変更	世帯主が亡くなられて、残られた世帯員が国民健康保険に加入されている場合	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の被保険者証(資格確認書) <input type="checkbox"/> 高齢受給者証(70歳以上の方) <input type="checkbox"/> 来られる方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) 《口座振替を希望される場合》 <input type="checkbox"/> 口座番号のわかるもの <input type="checkbox"/> 銀行印 ※京都銀行・京都信用金庫・京都中央信用金庫・ゆうちょ銀行・JA京都やましろの口座からの引落をご利用される場合、キャッシュカードのみで口座登録が可能です(専用端末で暗証番号の入力が必要です)。	14日以内	/

該当	手続	対象者	持ち物	期限	完了日
A	資格喪失の届出等	後期高齢者医療制度の被保険者が亡くなられた場合	<input type="checkbox"/> 【返却】亡くなられた方の資格確認書(被保険者証)等 <input type="checkbox"/> 相続人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)	14日以内	/
B	葬祭費の支給	後期高齢者医療制度の被保険者が亡くなられた場合	<input type="checkbox"/> 会葬礼状等の喪主の氏名が明記されている書類 <input type="checkbox"/> 来られる方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) <input type="checkbox"/> 喪主名義の振込口座がわかるもの <input type="checkbox"/> 委任状(喪主以外の方が申請に来られる場合)	葬儀の翌日から2年以内	/

該当	手続	対象者	持ち物	期限	完了日
C	・福祉医療(老人・障害・ひとり親) ・子育て支援医療 ・重度心身障害老人健康管理事業	各制度の受給者が亡くなられた場合	<input type="checkbox"/> 【返却】亡くなられた方の受給者証等	14日以内	/
D	福祉医療(ひとり親)	ひとり親家庭(年度末年齢が18歳までのお子様と親)の世帯になられた場合	<input type="checkbox"/> 健康保険証情報を確認できる書類(対象の方全員) <input type="checkbox"/> ひとり親家庭であることが確認できるもの <p>※詳しくは、福祉医療係までお問合せください。</p>	速やかに	/

該当	手續	対象者	持ち物	期限	完了日
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・未支給年金(死亡届) ・遺族厚生年金 	老齢(基礎・厚生) 年金/共済年金/障 害厚生年金を受給 されている方が亡く なられた場合	請求先は、年金事務所 又は共済組合になりま す。 ご不明な点は、国民年 金係でご確認ください。	14日以内	/
<input type="checkbox"/>	未支給年金(死亡届)	受給者 障害/遺族基礎/寡 婦年金のみを受給 されている方が亡く なられた場合	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基 礎年金番号又はマ イナンバーのわか るもの <input type="checkbox"/> 来られる方の本人 確認書類(マイナン バーカード、運転免 許証等) <input type="checkbox"/> 請求者の預金通帳 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(全部事 項証明書) <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年 金証書 <input type="checkbox"/> 死亡診断書の写し (遺族基礎年金の み)	14日以内	/

年金医療課 国民年金係のお手続については、

8ページへ続きます。次のページをご覧ください。

該当	手續	対象者	持ち物	期限	完了日
<input type="checkbox"/>	遺族基礎年金	国民年金のみに加入されており、18歳未満のお子様がいる方が亡くなられた場合	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号又はマイナンバーのわかるもの <input type="checkbox"/> 来られる方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) <input type="checkbox"/> 請求者の預金通帳	14日以内	/
<input type="checkbox"/>	・死亡一時金 ・寡婦年金	被保険者 国民年金に加入されている方が亡くなられた場合	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本(全部事項証明書) <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金手帳 <input type="checkbox"/> 死亡診断書の写し(遺族基礎年金のみ)		/
<input type="checkbox"/>	種別変更届	3号被保険者	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号又はマイナンバーのわかるもの <input type="checkbox"/> 来られる方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)	14日以内	/

介護保険課(本庁舎 1階:窓口番号 ①) ☎ 0774-20-8731(内線2346)

該当	手続	対象者	持ち物	期限	完了日
A	介護保険	介護保険の被保険者が亡くなられた場合	<input type="checkbox"/> 【返却】介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 来られる方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) <input type="checkbox"/> 《認定をお持ちの方》 <input type="checkbox"/> 【返却】介護保険負担割合証等 <input type="checkbox"/> 《高額介護サービス費を受給していた方》 <input type="checkbox"/> 代表相続人の金融機関の口座番号等がわかるもの	速やかに	/

長寿生きがい課(本庁舎 1階:窓口番号 ④) ☎ 0774-22-3141(内線2347・2348)

該当	手続	対象者	持ち物	期限	完了日
B	高齢者を対象とした各事業	各事業の利用者又は対象者(シルバーホン・福祉電話・リサイクル福祉用具貸与・紙おむつ等給付・認知症高齢者等安心見守りGPS貸与・老人園芸ひろば・高齢者アカデミー等)が亡くなられた場合	※詳しくは、長寿生きがい課までお問合せください。	速やかに	/

該当	手続	対象者	持ち物	期限	完了日
A	世帯主の変更	世帯主がお亡くなりになり、世帯に残られる方のうち、15歳以上の方がお二人以上おられる場合	<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） <input type="checkbox"/> 委任状（別世帯の方が届出を行う場合のみ）	14日以内	/
B	特別永住者証明書 在留カード	亡くなられた方が左記のカードをお持ちの場合	特別永住者証明書は住居地を管轄する地方出入国在留管理官署まで直接返納してください（市民課でもお預かりできます）。 在留カードは住居地を管轄する地方出入国在留管理官署まで直接返納してください。	速やかに	/

該当	手続	対象者	持ち物	期限	完了日
A	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 <p>の返却</p>	障害者手帳(身体、療育、精神)の所持者が亡くなられた場合	<input type="checkbox"/> 【返却】身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳	速やかに	/
B	特別児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者、配偶者又は扶養義務者が亡くなられた場合 ・対象児童が亡くなられた場合 	手続の内容により異なりますので、障害福祉課までお問合せください。	速やかに	/
C	<ul style="list-style-type: none"> ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・経過的福祉手当 	受給者が亡くなられた場合	<input type="checkbox"/> 未支払手当金請求者の金融機関口座番号のわかるもの(対象者のみ)	速やかに	/
D	障害福祉サービス・自立支援医療(更生医療・精神通院・育成医療)の受給者証の返却	障害福祉サービス・自立支援医療の受給者が亡くなられた場合	<input type="checkbox"/> 受給者証	速やかに	/
E	障害者扶養共済制度	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者が亡くなられた場合 ・給付金受給者(障害のある方)が亡くなられた場合 ・給付金管理者が亡くなられた場合 	手続の内容により異なりますので、障害福祉課までお問合せください。	速やかに	/
F	NHK放送受信料免除	障害者手帳(身体、療育、精神)の所持者で全額免除・半額免除を受けている世帯員が亡くなられた場合	<input type="checkbox"/> 全額免除を受けている方は同じ世帯に障害者手帳(身体・療育・精神)を所持している方がおられる場合は、障害福祉課までお問合せください。	速やかに	/

税務課(本庁舎 2階) 諸税証明係・個人住民税係 ☎ 0774-20-8718

該当	手続	対象者	持ち物	期限	完了日
A	原付バイク、小型特殊自動車の廃車・名義変更	125cc以下の原付バイク、トラクターやフォークリフト等の小型特殊自動車を所有していた方	<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 来られる方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）	速やかに	/
B	相続人代表者指定届	市民税・府民税の納稅義務者が亡くなられた場合	特に必要ありません。	速やかに	/
C	固定資産現所有者申告書兼相続人代表者指定届	固定資産税(土地・家屋)の納稅義務者が亡くなられた場合	<input type="checkbox"/> 納稅通知書等	速やかに	/

税務課(本庁舎 2階) 家屋係 ☎ 0774-20-8719

該当	手続	対象者	持ち物	期限	完了日
D	未登記家屋の所有者変更届	固定資産税(土地・家屋)の納稅義務者が亡くなられた場合(未登記の家屋がある場合)	<input type="checkbox"/> 納稅通知書等	速やかに	/

該当	手続	対象者	持ち物	期限	完了日
A	市税等の口座振替の変更又は廃止	亡くなられた方の名義で引落し口座を登録している場合	<p>《引落し口座を変更する場合》</p> <p><input type="checkbox"/> 納税通知書等、通知書番号がわかるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 預貯金通帳</p> <p><input type="checkbox"/> 通帳届出印</p> <p>(郵送でも届出は可能)</p> <p>※口座振替の停止は電話でも可能</p> <p>※一部金融機関については、以下の書類等を持参していただくことで税務課窓口で口座振替の登録が可能です。</p> <p><input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）</p> <p><input type="checkbox"/> 新しく登録する口座のキャッシュカード（暗証番号の入力が必要です）</p> <p>※詳しくは、税務課までお問合せください。</p>	速やかに	/

※集合住宅の場合は、まず管理会社等にご確認ください

該当	手続	対象者	持ち物	期限	完了日
A	上水道・下水道の名義変更	上水道・下水道の名義人が亡くなられて、引き続き使用される場合	特に必要ありません。 (電話でも届出は可能)	速やかに	/
B	納付方法の変更	名義人の死亡後も上水道・下水道を引き続き使用される方で、納付方法の変更を希望される場合	<p>《口座振替から納付書に変更する場合》</p> <p>特に必要ありません。 (電話でも届出は可能)</p> <p>《納付書から口座振替に変更する場合、引落し口座を変更する場合》</p> <p>※金融機関での手續が必要になりますが、一部金融機関について は、以下の書類等を持参いただくことで営業課窓口で口座振替の登録 が可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） <input type="checkbox"/> 新しく登録する口座のキャッシュカード（暗証番号の入力が必要です） <p>※詳しくは、営業課までお問合せください。</p>	速やかに	/
C	上水道・下水道の使用中止	上水道・下水道の名義人が亡くなられ、使用を中止される場合	特に必要ありません。 (電話でも届出は可能)	速やかに	/

該当	手続	対象者	持ち物	期限	完了日
A	児童手当の減額又は消滅の届	児童手当の対象だった児童が亡くなられた場合	特に必要ありません。	速やかに	/
B	児童手当の未払金の請求	児童手当の受給者が亡くなられた場合	<input type="checkbox"/> 預金通帳等、支給対象のうち、最も年長の児童の振込口座の情報がわかるもの	速やかに(2年が経過すると、時効により受給資格が消滅します。)	/
C	児童手当の受給者変更(新規認定の申請)	児童手当の受給者が亡くなられ、配偶者等が新たに児童を監護養育することになられた場合(公務員の方は、ご自分の職場でお手続ください。)	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード又はマイナンバーのわかるもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) <input type="checkbox"/> 預金通帳等、振込口座の情報がわかるもの	15日以内(遅れると、受給できない月が発生する可能性があります。)	/
D	児童扶養手当の支給に関する届	児童扶養手当受給者の児童、配偶者又は扶養義務者が亡くなられた場合	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書	速やかに	/
E	児童扶養手当の未払金の請求	児童扶養手当の受給者が亡くなられた場合	<input type="checkbox"/> 預金通帳等、支給対象のうち、最も年長の児童の振込口座の情報がわかるもの	速やかに(2年が経過すると、時効により受給資格が消滅します。)	/
F	母子家庭奨学金の支給決定変更	母子家庭奨学金の対象だった児童が亡くなられた場合	<input type="checkbox"/> 認印	速やかに	/
G	育成学級(学童保育)の変更届	育成学級に入級する児童と同居する方が亡くなられた場合	特に必要ありません。	速やかに	/

交通政策課(本庁舎 4階) ☎ 0774-20-8727

該当	手続	対象者	持ち物	期限	完了日
A	国際ソロプチミスト宇治交通 遺児奨学資金等の申請	交通事故で亡くなられた方に義務教育終了前のお子様がおられる場合	手続に必要な書類等につきましては、交通政策課までお問合せください。	速やかに	/

保育支援課(本庁舎 2階) ☎ 0774-20-8732

該当	手續	対象者	持ち物	期限	完了日
B	保護者の変更	亡くなられた方に保育所・認定こども園等にお通いのお子様がおられる場合	特に必要ありません。	速やかに	/

学校教育課(本庁舎 6階) ☎ 0774-20-8757

該当	手續	対象者	持ち物	期限	完了日
C	保護者の変更	亡くなられた方に小中学生又は幼稚園にお通いのお子様がおられる場合	特に必要ありません。	速やかに	/

住宅課(本庁舎 5階) 空き家対策係 ☎ 0774-21-0418

該当	手續	対象者	持ち物	期限	完了日
D	空き家の活用・管理に関する相談	亡くなられた方が空き家をお持ちだった又は居住者が亡くなられて、空き家になり管理方法等でお困りの場合	特に必要ありません。	ありません	/

住宅課(本庁舎 5階) 住宅係 ☎ 0774-20-8740

該当	手續	対象者	持ち物	期限	完了日
E	市営住宅入居者に関する手続	市営住宅の入居者が亡くなられた場合	<input type="checkbox"/> 住民票の除票(死亡届の写しでも可) ※その他、世帯構成等により手續が変わりますので、詳しくは住宅課までお問合せください。	速やかに	/

マイナンバーカード専用窓口(本庁舎 1階:窓口番号 ⑪) ☎ 0774-21-0428

該当	手続	対象者	持ち物	期限	完了日
A	カードの返納 ・マイナンバーカード（個人番号カード） ・マイナンバーの通知カード	亡くなられた方が左記のカードをお持ちの場合 ※亡くなられた方の住民票（除票）にマイナンバーは記載できません。 必要な場合は各手続終了後にご返納ください。	<input type="checkbox"/> 各カード	速やかに	/

まち美化推進課(西館 3階) ☎ 0774-20-8762

該当	手続	対象者	持ち物	期限	完了日
B	世帯主の変更又は廃止	し尿収集の名義人が亡くなられた場合	<input type="checkbox"/> 認印	速やかに	/
C	利用者の変更又は廃止	ふれあい収集（ごみ収集福祉サービス）の利用者が亡くなられた場合	特に必要ありません。	速やかに	/

環境企画課(西館 3階) ☎ 0774-20-8726

該当	手続	対象者	持ち物	期限	完了日
D	浄化槽の管理者変更手続	浄化槽をお使いの世帯の方で、管理者が亡くなられた場合	特に必要ありません。	30日以内	/
E	犬の所有者の変更届	犬の所有者が亡くなり、所有者が変更になる場合	<input type="checkbox"/> 犬の登録番号がわかるもの（犬鑑札等）	30日以内	/
F	天ヶ瀬墓地公園の名義変更（承継）手続	天ヶ瀬墓地公園にお墓をお持ちの方が亡くなられた場合	手續に必要な書類等につきましては、墓地公園管理事務所（0774-39-9205）又は環境企画課までお問合せください。	速やかに	/

農林茶業課(本庁舎 6階) ☎ 0774-20-8723

該当	手続	対象者	持ち物	期限	完了日
A	森林所有者変更の届出 ※所在地の市町村役場へ	森林所有者が亡くな れて所有者が変更にな る場合	<input type="checkbox"/> 届出書 <input type="checkbox"/> 森林の土地の位置 を示す図面 <input type="checkbox"/> その森林の登記事 項証明書又は遺産 分割協議書等	前所有者 が亡くな れてから 90日以内	/

農業委員会事務局(本庁舎 8階) ☎ 0774-20-8754

該当	手續	対象者	持ち物	期限	完了日
B	農地法第3条の3届出 ※所在地の市町村農業委員 会へ	農地を相続された方	<input type="checkbox"/> 土地登記事項証明 書(相続登記済の 全部事項証明書に 限る)	相続登記 完了後	/

公園緑地課(本庁舎 4階) ☎ 0774-20-8795

該当	手續	対象者	持ち物	期限	完了日
C	生産緑地所有者変更の届出	生産緑地を相続された 方	<input type="checkbox"/> 土地登記事項証明 書(相続登記済の 全部事項証明書に 限る、写し可)	相続登記 完了後	/
D	生産緑地の買取申出(行為 制限解除)	主たる従事者が死亡 し、生産緑地の買取申 出(行為制限解除)を希 望する場合	<input type="checkbox"/> 手續に必要な書類 等につきましては、 公園緑地課までお 問合せください	原則、主 たる従事 者が亡く なられて から1年 以内	/

市役所でのお手続は、これで以上になります。

市役所以外でのお手続については、

手順3 ➤をご覧ください。

市役所以外での主な手続

手順3

市役所以外で必要になる主な手続です。

手続の方法や必要書類については、各契約会社等にお問合せいただき、速やかにお手續ください。

該当	項目	主な手続	問い合わせ・手続先
<input type="checkbox"/>	生命保険等	死亡保険金の請求 名義変更等	加入している生命保険又は代理店
<input type="checkbox"/>	預貯金口座、株式等	相続手続	銀行、証券会社等
<input type="checkbox"/>	クレジットカード	解約手続	各カード会社
<input type="checkbox"/>	国税関係	相続税手続 所得税等申告手続	宇治税務署 ☎0774-44-4141
<input type="checkbox"/>	不動産登記関係	所有権の移転登記等	京都地方法務局 宇治支局 ☎0774-24-4121 ☎0774-24-4122
<input type="checkbox"/>	賃貸住宅・借地・借家	契約書の書換え・解約等	各契約先
<input type="checkbox"/>	普通自動車、125ccを超えるバイク	名義変更等	京都運輸支局(ヘルプデスク) ☎050-5540-2061
<input type="checkbox"/>	軽自動車(三・四輪車)	名義変更等	軽自動車検査協会 京都事務所(コールセンター) ☎050-3816-1844
<input type="checkbox"/>	自動車保険(自賠責・任意保険)	名義変更・解約等	契約している保険会社

該当	項目	主な手続	問い合わせ・手続先
<input type="checkbox"/>	相続関係	遺言書の検認・開封 相続放棄の申立て	京都家庭裁判所 ☎075-722-7211
<input type="checkbox"/>	固定・携帯電話	名義変更・解約等	各契約会社
<input type="checkbox"/>	インターネット	名義変更・解約等	各契約会社
<input type="checkbox"/>	NHK受信料	名義変更・解約等	NHKふれあいセンター ☎0120-151515
<input type="checkbox"/>	ガス料金	名義変更・使用中止	各契約会社
<input type="checkbox"/>	電気料金	名義変更・解約等	各契約会社
<input type="checkbox"/>	運転免許証	返納手続	京都府警察本部 運転免許試験課免許係 ☎075-631-5181 宇治警察署 ☎0774-21-0110
<input type="checkbox"/>	パスポート	返納手続	京都府旅券事務所 ☎075-352-6655 山城広域振興局旅券窓口 ☎0774-24-5362
<input type="checkbox"/>	ケーブルテレビ会社	名義変更・解約等	各契約会社

市民課で発行する証明書について

- マイナンバーカード や 運転免許証、パスポートなどの本人確認書類をお持ちください。

戸 簿 (戸籍・除籍・改製原戸籍・戸籍の附票)

●請求先は本籍地の役所です。次の①から③の方は広域交付を利用できます。(詳細は次項)

●請求できる方

- ①本人
- ②配偶者
- ③直系尊属・卑属(子・孫・親・祖父母など)
- ④相続人

③の場合、関係のわかる戸籍が必要です。
④の場合、相続人であることがわかる資料(戸籍や遺言書など)が必要な場合があります。
詳しくは請求先の市区町村役場にご確認ください。

※ 請求できる方以外は 委任状が必要です。

(!) 死亡届を提出されてから内容が戸籍に反映されるまでには日数を要します。
詳しくは本籍地の市区町村役場にお問合せください。
また、住民登録地以外で死亡届を提出された場合は、住民票に反映されるまでに日数を要します。

郵送でも申請できます (印鑑証明書除く)

住 民 票 (住民票・住民票の除票)

●請求先は住民登録地の市区町村役場です

●請求できる方

- 【住民票】:本人 または 同一世帯の方
【除 票】:相続人(手続きをされる方)

【除票】は資料や関係のわかる戸籍が必要です。
詳しくは請求先の市区町村役場にご確認ください。

※ 請求方法や必要書類は自治体によって異なる場合があります。
請求先の役所にご確認ください。

スマホから申請できます

マイナンバーカードをお持ちの方はスマートフォンから申請すると証明書が郵送で届きます。

詳しくはこちら…▼宇治市ホームページ



印鑑登録証明書

- 宇治市の印鑑登録証



住民登録地の市区町村役場での発行となります。
証明書の発行の際には、印鑑登録証をお持ちください。

代理人が請求する場合は印鑑登録証を預かり、
申請書に正確な情報を書いていただきます。
なお、宇治市では印鑑登録された本人が申請する
場合に限り、マイナンバーカードでも印鑑登録証明
書を取得できます。(4桁の暗証番号が必要)
※亡くなられた方の印鑑登録は廃止になっている
ため、証明書は発行できません。

宇治市の住民票・印鑑登録証明書はコンビニ交付を利用できます。

戸籍謄本等の広域交付

令和6年3月1日より、以下の条件を満たす場合、本籍地以外の市区町村の窓口でも戸籍証明書・除籍証明書を請求できるようになりました。

○請求できる証明書と手数料

証明書	手数料
戸籍全部事項証明書	450円
除籍全部事項証明書	
除籍謄本	750円
改製原戸籍謄本	

※個人事項証明書、戸籍の附票、一部事項証明書、コンピューター化されていない戸籍等は請求できません。

○請求できる人

その戸籍に載っている人

その人の配偶者と直系尊属(父・母・祖父母など)、直系卑属(子・孫など)

※代理人や第三者による請求はできません。

○請求できる場所

宇治市役所市民課、または行政サービスコーナーの窓口

※郵便、オンラインによる請求はできません。

○必要書類

窓口に来庁する方の官公庁発行の顔写真付きの本人確認書類
(運転免許証やマイナンバーカードなど)

※官公庁発行の顔写真付きの本人確認書類をお持ちでない方は請求できません。

死亡届に関するご案内

○住民登録地が宇治市以外の方については、住民票に届出の内容が反映されるまでに日数を要します。
○届出の内容が反映された戸籍の作成には、本籍地が宇治市の方については1週間程度、宇治市以外の方については2~3週間程度の日数を要します。

<市民課の執務時間外に届け出られた場合>

○警備員室では届書類の受け取りのみを行い、後日に審査を行います。そのため、届出の内容に不備がある場合、訂正のために再度ご来庁いただく必要があります。なお、不備や確認事項がなく受理された場合、受理決定した旨の連絡は行っておりません。

○火葬許可証につきましては、ご遺族の便宜を図るため、審査を行う前に交付しております。申請された内容のままで発行しておりますので、実際の内容と異なることがあります、予めご了承ください。

<問い合わせ先>宇治市役所 市民課
電話:0774-22-3141(代表)

宇治市斎場のご案内

宇治市斎場の使用料は次のとおりです。

区分	単位	使用料	
		市内	市外
火葬場	大人(12歳以上)	1体	12,000円 90,000円
	小人(12歳未満)	1体	8,000円 60,000円
	妊娠4月以上の死産児	1体	6,000円 45,000円
	妊娠4月未満の死産児	1体	3,600円 27,000円
	肢体の一部及び胎盤	4キログラムまで	3,600円 27,000円
		4キログラムを超え1キログラムごとに	800円 6,000円
第1葬祭場		午後4時から翌日の午後4時まで	52,000円 186,000円
		午前0時から午後4時まで	26,000円 93,000円
第2葬祭場 及び 第3葬祭場 (第1葬祭場を2分の1ずつに区画したもの)		午後4時から翌日の午後4時まで	26,000円 93,000円
		午前0時から午後4時まで	13,000円 46,500円
安置室		午後4時から翌日の午後4時まで	3,600円 12,900円
待合室		1室 2時間	2,400円 8,600円

(備考)

1 「市内」とは、次の場合をいいます。

- ・亡くなられた方が死亡時に宇治市の住民基本台帳に記録されている場合
- ・死産児については、死産時にその父又は母が宇治市の住民基本台帳に記録されている場合
- ・肢体の一部及び胎盤については使用者が使用の許可の際に宇治市の住民基本台帳に記録されている場合

2 「市外」とは、1に定める以外の場合をいいます。

3 肢体の一部及び胎盤が4キログラムを超える場合で1キログラム未満の端数があるときは、その端数を1キログラムとみなします。

<問い合わせ先>宇治市斎場
電話:0774-39-9203

委任状

代理人 住 所 _____

_____ 氏名 _____

生年月日 大正・昭和 年 月 日
平成・西暦

私は上記の者を代理人と定め、以下の権限を委任します。

- () の [住民票の写し・住民票記載事項証明書] の交付請求
- () の 住民票除票の交付請求
- () の 戸(除)籍謄(抄)本の交付請求
- () の 戸籍の附票 (附票の廃棄証明書) の交付請求
- [後見等の証明書・独身証明書] の 交付請求
- [婚姻・出生・離婚・()] 届 の 受理証明書の交付請求
- 印鑑登録申請
- 住民登録の異動届
- [転出・転居・転入・世帯主変更・世帯合併・世帯分離・()] 届
- ()

宇治市長あて

年 月 日

委任者 住 所 _____

_____ (自署)

氏名 _____ 印
生年月日 大正・昭和 年 月 日
平成・西暦

※委任者の欄は、自署又は記名、押印してください。

※該当するものに より 、または()内に委任する申請・届出等の内容を記入してください。

委任状

記入例

代理人 住所 京都市伏見区鷹匠町39番地の2

京都団地2棟303号

氏名 都 京太郎

生年月日 大正・昭和
平成・西暦 40年 4月 10日

私は上記の者を代理人と定め、以下の権限を委任します。

- (宇治 花子) の [住民票の写し・住民票記載事項証明書] の交付請求
- (宇治 二郎) の 住民票除票の交付請求
- (宇治 花子) の 戸(除)籍謄(抄)本の交付請求
- () の 戸籍の附票(附票の廃棄証明書)の交付請求
- [後見等の証明書・独身証明書] の 交付請求
- [婚姻・出生・離婚・()] 届の 受理証明書の交付請求
- 印鑑登録申請
- 住民登録の異動届
〔転出・転居・転入・世帯主変更・世帯合併・世帯分離・()〕届
- ()

宇治市長あて

2024年3月17日

委任者 住所 宇治市宇治麗琵33番地

宇治マンション405号

氏名 宇治 花子



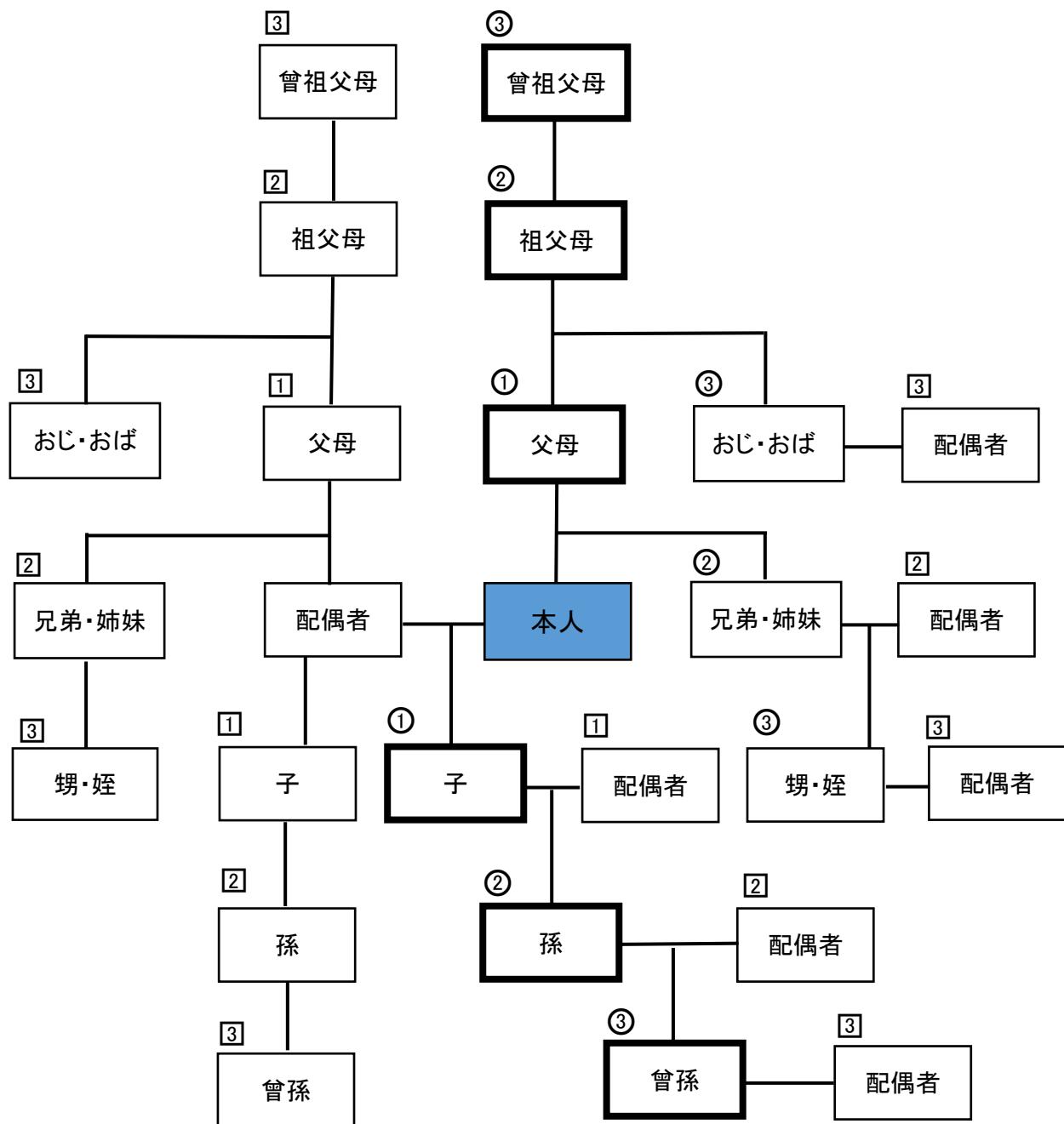
生年月日 大正・昭和
平成・西暦 15年 5月 5日

※委任者の欄は、自署又は記名、押印してください。

※該当するものに より 、または()内に委任する申請・届出等の内容を記入してください。

参考

三親等内の親族図



※本人欄が今回亡くなられた方になります。

太枠で囲っている方が直系の親族になります。

継柄の数字は、一親等から三親等までの血族(①～③)と姻族(①～③)になります。

